令和6年2月21日提出

### 令和6年2月定例県議会報告事項

鳥 取 県

#### 目 次

報告第 1 号 議会の委任による専決処分の報告について	• 2
(1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について	
	. 4
(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について	
(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について	. 6
(4) 職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正す	
る条例	. 8
(5) 鳥取県婦人相談所設置条例及び鳥取県建築基準法施行条例の一	
部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·10
(6) 鳥取県景観形成条例の一部を改正する条例	·13
(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について	·15
(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について	·17
報告第 2 号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について	·19
報告第 3 号 長期継続契約の締結状況について	·20

#### 報告第1号

#### 議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専 決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告する。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### (1) 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和6年2月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害 賠償の額を定める。

1 和解の相手方

米子市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、人身損害に対する損害賠償金110,202円を 支払うものとすること。

- 3 事故の概要
- (1) 事故発生年月日 令和5年9月21日
- (3) 事故の状況

鳥取県米子警察署所属の職員が、公務のため和解の相手方を同乗させて小型乗用自動
車を運転中、駐車場に進入するため後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、
後方の電柱に衝突し、和解の相手方が負傷したものである。

#### (2) 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和6年2月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害 賠償の額を定める。

1 和解の相手方 鳥取市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金173,151円を支払うものとすること。

- 3 事故の概要
- (1) 事故発生年月日 令和5年9月23日
- (2) 事故発生場所 鳥取市本町一丁目地内
- (3) 事故の状況

中、交差点を左折しようとした際、運転操作を誤り、対向車線で同緊急自動車接近のた
め停止していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したもの
である。

#### (3) 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和6年2月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害 賠償の額を定める。

1 和解の相手方

鳥取市 企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を8割とし、県は、損害賠償金536,800円を支払うものとすること。

- 3 事故の概要
- (1) 事故発生年月日 令和5年10月17日
- (2) 事故発生場所

鳥取市晩稲地内

(3) 事故の状況
鳥取県警察本部警備部警備第一課所属の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、
路外駐車場から道路に進入しようとした際、道路を右方から進行してきた和解の相手方
所有の普通乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

# (4) 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正することについて、 次のとおり専決処分をする。

令和6年2月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

前	責任について、職員等が
正	責) 斉を賠償する
改	の損害賠償責任の一部免職員等の県に対する損售
	(職員等(
	職員等が
後	償する責任について、
正	羽免責) 損害を賠
改	等の損害賠償責任の一部免: 職員等の県に対する損害
	(職員 第2条

職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、職員等が賠償 の責任を負う額のうち次の各号に掲げる職員等の区分に応じそれぞれ 当該各号に定める額を超える額を免責する。

(1) 地方警務官(警察法(昭和29年法律第162号)第56条第1項に 規定する地方警務官をいう。以下同じ。)以外の職員等 地方自治 法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第173条の 4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額 に、次に掲げる地方警務官以外の職員等の区分に応じ、それぞれに 定める数を乗じて得た額

ア〜エ 略

2) 地方警務官 政令第173条の4第1項第2号に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれに定める数を乗じて得た額

· 一

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、職員等が賠償 の責任を負う額のうち次の各号に掲げる職員等の区分に応じそれぞれ 当該各号に定める額を超える額を免責する。

(1) 地方警務官(警察法(昭和29年法律第162号)第56条第1項に 規定する地方警務官をいう。以下同じ。)以外の職員等 地方自治 法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第173条第 1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、 次に掲げる地方警務官以外の職員等の区分に応じ、それぞれに定め る数を乗じて得た額

ア〜エ 略

(2) 地方警務官 政令<u>第173条第1項第2号</u>に規定する地方警務官 の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ に定める数を乗じて得た額

・・

(5) 専 決 処 分 書			
地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、鳥取県¢	鳥取県婦人相談所設置条例及び鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正すること	条例の一部を改正	£322
について、次のとおり専決処分をする。			
令和6年2月5日			
	鳥取県知事	世 井 毎	笳
鳥取県婦人相談所設置条例及び鳥取県建築基準法施行条例の一部を改	一部を改正する条例		
(鳥取県婦人相談所設置条例の一部改正)			
第1条 鳥取県婦人相談所設置条例(平成12年鳥取県条例第7号)の一部を	の一部を次のように改正する。		
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。	下線で示すように改正する。		
改 正 後	改 正	温	
鳥取県女性相談支援センター設置条例	鳥取県婦人相談所設置条例		

人クート場、小你場、ヘルーンの練音場、皮小場、ナヤハレー、ナイトクラブ、ダンスホール、遊技場又は公衆浴場の用途に供すっまか…	老人福祉施設、有料老人ホーム、母子健康包括支援センター、学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、展示場、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、遊技場又は公衆浴場の用途に供する建築物
る (1) (2) (4) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	3・4 略
RM JUI	
この条例は、令和6年4月1日から施行する。	

<ul><li>分 書</li><li>67号) 第180条第1項の規定により、鳥取県景観形成条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。</li></ul>		鳥取県知事 平 井 伸 治	を改正する条例	鳥取県景観形成条例(平成19年鳥取県条例第14号)の一部を次のように改正する。	司表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。 	正     後     財       正     前	外行為の追加) 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行 第15条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行 る。 (7)略
(6) <b>専 決 処 分</b> 書 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1	令和6年2月5日		鳥取県景観形成条例の一部を改正する条例	鳥取県景観形成条例(平成19年	次の表の改正前の欄に掲げる規	及	(適用除外行為の追加) 第15条 法第16条第7項第11号 為とする。 (1)~(7) 略

	) 偶像及い偶物の鈴圃寺に対りる佐佳(昭和20年佐佳舟191年)	
(6) (6)	第3条第2号へに掲げる養殖用作業施設又は同号トに掲げる荷	ノ <u> </u>
	さばき所若しくは野積場において行われるもの	積場において行われるもの
(6)	イ~オ	イ~イ 器
附 則 この条例は、合和6年4月1日から施行する。	知 (6)	
この条例は、合和6年4月1日から施行する。		
	この条例は、令和6年4月1日から施行する。	

#### (7) 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和6年2月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害 賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲国

乙 東京都港区 企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金550,245円を甲に、 568,320円を乙に、それぞれ支払うものとすること。

- 3 事故の概要
- (1) 事故発生年月日 令和5年1月30日
- (2) 事故発生場所

東伯郡琴浦町大字槻下地内

#### (3) 事故の状況

鳥取県農林水産部畜産振興局畜産課所属の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方乙から借り受けている軽乗用自動車を運転中、路面の積雪によりスリップして、 和解の相手方甲が設置するワイヤーロープ式防護柵に接触し、同車両及び同ワイヤーロープ式防護柵を破損させたものである。

#### (8) 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和6年2月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、 及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

米子市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を2割とし、県は、損害賠償金12,968円を支払うものとすること。

- 3 事故の概要
- (1) 事故発生年月日 令和5年4月1日
- (2) 事故発生場所 米子市河崎地内
- (3) 事故の状況

	和解の相手方が、一般県道両三柳西福原線の歩行者用道路を通行中、側溝の蓋の欠け
7	ている部分に躓いて転倒し、腕時計等が破損するとともに、和解の相手方が負傷したも
	のである。
V	

#### 報告第2号

## 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第54条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数を次のとおり本議会に報告する。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

(令和6年1月1日現在)

	常勤職員の区分	人数
1	常時勤務に服することを要する職員	48人
2	常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるもの	0人

#### 報告第3号

#### 長期継続契約の締結状況について

鳥取県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年鳥取県条例第12号)第3条の規定に基づき、次のとおり本議会に報告する。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

# 長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

約期間 設置場所等	1 月10日     鳥取県政策戦略本       1 月18日     部政策戦略局総合		_	-		-	-	-			
1	令和6年1月10日 ~令和10年2月18日	令和6年1月10日 ~令和10年2月18日		令和6年1月1日   ~令和9年12月31日  -	令和6年1月1日   ~令和9年12月31日 	今和6年1月1日       ~令和9年12月31日       今和6年1月15日       今和7年3月31日       令和6年1月12日       今和6年1月12日       ~令和6年9月30日	3       令和6年1月1日         3       令和9年12月31日         4       令和6年1月15日         4       令和7年3月31日         4       令和6年1月12日         4       令和6年9月30日         5       令和6年3月1日         6       令和6年3月1日         6       令和6年3月1日         0       ~令和10年2月29日	3       令和6年1月1日         3       令和9年12月31日         4       令和6年1月15日         6       令和6年1月12日         4       令和6年9月30日         6       今和6年9月30日         6       会和6年3月1日         6       会和6年3月1日         6       会和6年3月1日         6       会和10年2月29日         6       会和10年3月15日	今和6年1月1日         ~令和9年12月31日         令和6年1月15日         令和6年1月12日         ~令和6年9月30日         ~令和6年9月30日         ~令和6年3月1日         ○令和10年2月2日         ~令和10年3月1日         ○令和10年3月1日         ○令和10年3月1日         ○令和10年3月1日         ○令和10年3月1日         ○令和10年3月1日         ○令和8年2月2日	今和6年1月1日         ~令和9年12月31日         ~令和9年12月31日         令和6年1月15日         ~令和6年1月12日         ~令和6年9月30日         今和6年3月1日         ~令和10年2月27日         ~令和10年2月27日         ~令和10年3月1日         ~令和6年1月1日         ~令和6年1月1日         ~令和6年1月1日         ~令和6年1月1日         ~令和6年1月1日         ~令和6年1月9日         ~令和6年1月9日         ~令和6年1月9日         ~令和6年1月9日	今和6年1月1日         ~令和9年12月31日         ~令和6年1月15日         ~令和6年1月12日         ~令和6年1月12日         ~令和6年3月1日         ~令和6年3月1日         ~令和10年2月29日         ~令和10年2月29日         ~令和6年1月1日         ~令和6年1月9日         ~令和6年1月9日         ~令和6年1月9日         ~令和6年1月9日         ~令和6年2月13日         ~令和6年2月19日         ~令和6年2月19日
令和6年1月10日 ~令和10年2月18日			令和6年1月1日   ~令和9年12月31日 		令和6年1月15日 ~令和7年3月31日	今和6年1月15日       ~令和7年3月31日       奇和6年1月12日       ~令和6年9月30日	今和6年1月15日       ~令和7年3月31日       令和6年1月12日       ~令和6年9月30日       3 令和6年3月1日       6 令和6年3月1日       6 令和6年3月1日       6 令和10年2月29日	令和6年1月15日         一令和7年3月31日         令和6年1月12日         一令和6年9月30日         令和6年3月1日         一令和10年2月29日         合和5年12月27日         合和5年12月27日         一令和10年3月15日	9       令和6年1月15日         ~ 令和6年1月12日       一令和6年9月30日         3       令和6年9月30日         4       令和6年3月1日         5       令和6年3月1日         6       令和10年2月27日         6       令和6年1月1日         6       令和6年1月1日         6       令和6年1月1日         6       令和6年1月1日         6       令和6年1月1日	令和6年1月15日         一令和6年1月12日         一令和6年9月30日         一令和6年3月1日         一令和6年3月1日         一令和10年2月29日         合和5年12月27日         合和6年1月1日         一令和10年3月1日         一令和6年1月1日         一令和6年1月1日         一令和6年1月1日         一令和6年1月1日         一令和6年1月9日         一令和6年1月9日         一令和6年1月9日	令和6年1月15日         一令和7年3月31日         一令和6年1月12日         一令和6年9月30日         一令和6年3月1日         一令和10年2月29日         今和10年3月1日         一令和10年3月1日         一令和6年1月9日         合和6年1月9日         一令和6年1月9日         一令和6年2月19日         本令和6年2月19日         本令和6年2月19日         本令和6年2月19日
			15.00 H	935, 979 令和 6 年 ~今和 7				T TT 0 0			H HH 0 0 0 4
たり賃借 使用1枚 - 1	月当たり賃借料 1,200円 及び使用1枚当たり 黒 カラー 15.00円 カラー 15.00円	1,200円 及び使用1枚当たり 黒 1.55円 カラー 15.00円 935,979	935, 979		たり賃借 使用1枚 ー 1		908, 160	908, 160	908, 160 2, 096, 160 197, 340	908, 160 2, 096, 160 197, 340 237, 600	908, 160 2, 096, 160 197, 340 237, 600 440, 234
月当たり賃借       及び使用1枚       月5一       カラー       月当たり賃借       及び使用1枚       展び使用1枚	月当たり賃借       及び使用1枚       カラー     1       カラー     1       及び使用1枚     2       及び使用1枚     3	及び使用1枚 黒 カラー 1 カラー 1 月当たり賃借 及び使用1枚	9 月当たり賃借料 及び使用1枚注 黒	月当たり賃借料 3 及び使用1枚注 黒	カラー 13	6					
			日当た 及び使 黒 カラー	日当た 及び使 黒 カラー			ンス株式会社				
鳥取巾商栄町221番地1 株式会社愛進堂 名古屋市中区栄一丁目12番17号 富士フィルムビジネスイノベーション ジャパン株式会社 米子市両三柳328番地 株式会社ケーオウエイ 鳥取市本町一丁目203番地 4 株式会社金居商店	中区※一丁目12番17号 ルムビジネスイノベー: 株式会社 三柳328番地 ケーオウエイ 町一丁目203番地 4	中区※一丁目12番17号 ルムビジネスイノベー: 株式会社 三柳328番地 ケーオウエイ 町一丁目203番地4	三柳328番地 ケーオウエイ 町一丁目203番地4 金居商店	:町一丁目203番地 4 :金居商店		鳥取市本町一丁日203番地4 株式会社金居商店	米子市両三柳2371番地 8 N X・T C リース&ファイナンス株式会社	所	山陰営業所 米子市両三柳328番地 株式会社ケーオウエイ	山陰営業所 米子市両三柳328番地 株式会社ケーオウエイ 鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	山陰営業所 米子市両三柳328番地 株式会社ケーオウエイ 鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂 鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂
鳥取市商米町221番株式会社愛進堂 名古屋市中区米一 富士フィルムビジ ジャパン株式会社 米子市両三柳228番 株式会社ケーオウ	A と は と は と は か と ま か と ま か と ま か と ま か と か と か と か と	A 公司       M L D 4 人 ル パンネル パンネル イン・パンな 米 十 子 大 子 株 大 子 山 本 大 子 国 三 本 大 分 か ク カ ラ 三 一 本 大 か み か り か り か り か り か り か り か り か り か り	米子市両三株式会社ク株式会社ク		鳥取市本町株式会社金	鳥取市本町一丁日株式会社金居商店	米子市両三	NX・TC 山陰営業所	NX・TC 山陰営業所 米子市両三 株式会社ク	N X · T C	N X · T C
1 4 4 4	1	1 =		50台	1 🕁	1 1	27 ·				
ノートパソコン			複合機	ノートパソコン	複合機	ノートパソコン	ノートパソコンプニンター	_		, , , , ,	`
	参 保守		参 品 中	物品	多 品 中	多 名 中 中	物品				
	政策戦略本部政 策戦略局総合統 括課	及% 故語 中语 安策 數略 局 総 日 総 日 報 報 略 目 総 合 統 括 課	政策戦略本部政策戦略囚名古屋代表部	政策戦略本部デ ジタル局デジタ ル改革課	地域社会振興部 文化財局とっと り弥生の王国権 進課	地域社会振興部 文化財局とっと り弥生の王国推 催課	福祉保健部ささっまい短い	んめい間に同時社保健課	へめvi曲出。 社保健課 喜多原学園	へのV:面台に面 社保健課 喜多原学園 商工労働部商工	A 8 9 7 1 面 4 1 1 1 回 面 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
施	П		2	3	4	D.	9		7		

	Г
場所等	鳥取県西部総合事務所農林局西部農業改良普及所大山 ※改良普及所大山
設置す	鳥取県西務所農林業改良普世及大野
期間	
契約其	令和 6 年 1 月29日 ~令和10年 3 月31日
田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	200, 640
契約金額	
方	
相手刀	1 代子支店
2 約 の	米子市両三柳5031番地 株式会社衣竺商会 米子支店
屋	米子市両三株式会社3
数量	1 🖶
象 物 品	
契約対象	ートパソコン
種類	参品 (条字)
契約所属名	西部総合事務所
華忠	11